

# 『水道条例發布関係史料—水道条例發布五拾周年記念』

水道協会 [編]

1940年 B5判／25頁 図書番号 ODZ-0300

明治初期、わが国では貧弱な水道設備による不衛生な飲料水が原因で、コレラなどの伝染病が度々流行した。このため、安全な飲料水を供給する近代的な水道が求められた。また、私営水道を計画する民間会社も現れたため、水道事業の統制も必要となった。

1890（明治 23）年、政府は水道敷設促進と水道事業規制を目的として、「水道条例」を公布した。

本書は、水道条例公布 50 年を記念して、水道条例成立に至る過程で作成・提出された条例案や建議を、注釈を加えて収録したものである。

巻頭の「東京ニ衛生工事ヲ興スノ議」は、内務大臣の諮問機関である中央衛生会による建議で、「最モ人口稠密ニシテ衛生ノ緊要ナル都會ノ地」である東京に、「虎列刺病ノ豫防タル衛生工事即チ上水ノ供給下水ノ排除」を行うことを求めている。

次の「水道布設ノ目的ヲ一定スルノ件」は、1887（明治 20）年、内務省県治局長・衛生局長の連名で閣議提出された建議で、「衛生ノ實効ヲ奏スルハ水道ヲ敷設シテ給水ノ方法ヲ完全ナラシムル」ことが必要とした。そして、水道事業は「地方政府ニ委付シ、地方税ノ經濟ヲ以テシ、之ヲ起工セシムルヲ以テ原則トシ、私立會社ニ委付スルハ萬已ムヲ得サル場合ニノミ」であるとした。

こうした建議もあり、内務省衛生局は「條例ヲ設ケテ一定ノ方針ヲ取ル」との立場から、「市街私設水道条例案」を立案した。この案は中央衛生会へ諮問され、条文の一部修正の後、「私設水道条例」として内務大臣へ答申された。

本書収録の「水道条例」は、衛生局が「私設水道条例」を修正したもので、1889（明治 22）年内務大臣が閣議提出した。本案は「水道ハ市町村ニ於テ其ノ公費ヲ以テ之ヲ布設經理スヘキモノトス」（第 2 条）としながらも、「本條例ノ目的ヲ達セン爲メ、會社組織ニ依リ水道ヲ布設經理セントスルトキハ（中略）免許ヲ受クヘシ」（第 19 条）として、私営水道を認めていた。しかし、この案には内閣法制局が「曩ニ他ノ法令ト重複スルヲ以テ、發布ノ必要ナシ」との理由で反対した。衛生局が「水道ハ別個ノ法案ヲ要ス」と主張したため、法制局は対案「水道衛生條例」を立案した。この案は 8 カ条から成り、「水道ハ市町村ニ限リ其公費ヲ以テ之ヲ布設經理スヘキモノトス」（第 2 条）と、水道の敷設経営を市町村に限定した。

衛生局は、私営水道を除外した法制局案に「同意ヲ表シ難ク」あつたが、第 2 条の「市町村ニ「限リ」ノ字ヲ「於テ」ト改」等の修正を加え、「他日私設水道ニ對スル餘地ヲ存シ置」ことで合意した。これにより、法制局案に衛生局が修正を加えた、新しい「水道条例」が立案された。

この「水道条例」案は閣議を通過後、元老院の議定に付された。元老院の審議では、当初 17 条まであった条文が全 16 条とされた。また、第 2 条の条文も修正され、「水道ハ市町村其公費ヲ以テスルニ非サレハ之ヲ布設スルコトヲ得ス」とされた。本書注釈は、第 2 条の修正により「市町村公営主義の原則が確定的なものとなってゐる」と述べている。

こうした修正を経て、1890（明治 23）年、全文 16 カ条からなる「水道条例」は法律第 9 号として公布施行された。

（井上学・市政専門図書館司書）